

## 第4回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年7月9日（木） 14:00～16:01

会議形式：オンライン開催

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、大谷委員、佐藤委員、宍戸委員、長田委員、根本委員（代理出席：山田氏）、森委員  
内閣官房 副長官補付 木村参事官  
情報通信技術（IT）総合戦略室 向井室長代理、富安参事官、中田企画官、生末企画官  
個人情報保護委員会事務局 福浦次長、佐脇審議官、池田室長  
総務省 行政管理局 三宅局長、吉開大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）、水野管理官、泉情報公開・個人情報保護推進室長  
自治行政局 神門地域政策課地域情報政策室長

1. 開 会
2. 関係者へのヒアリング
3. 個人情報保護委員会における「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」の意見交換の状況について
4. 前回・前々回検討会での委員意見を踏まえた整理の方向性（案）
5. 閉 会

[資料]

- 【資料 1】 京都大学黒田教授発表資料
- 【資料 2】 東京大学米村教授発表資料
- 【資料 3】 理化学研究所温井部長発表資料
- 【資料 4】 「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」における意見交換の状況について
  - （別添1）個人情報保護条例に係る実態調査結果概要
  - （別添2）地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて
  - （別添3）第4回「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」議事録
- 【資料 5】 前回・前々回検討会での委員意見を踏まえた整理の方向性（案）

○高橋座長 定刻となりましたので「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第4回を開催いたします。

本日も、委員の皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、増田委員が所用により御欠席で、また、根本委員の代理として山田様に御出席

をいただいております。ありがとうございます。

本日も前回同様、オンラインでの開催となりますので、議事に入ります前に、注意事項などについて、事務局から御案内を頂戴したいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

本日も、高橋座長には、事務局と同じ会議室にお越しいただいて出席をいただいております。

また、佐藤委員にも、本日は同じ会議室から御出席をいただいております。

御出席の委員の皆様におかれましては、今回も前回同様ですが、イヤホンの着用と、御発言時以外は、マイクはミュート、カメラはオフにさせていただくこと。また、御発言時はマイクとカメラをオンにさせていただいて、最初に御所属とお名前をおっしゃっていただき、また、御発言はゆっくりということ、事前のお願いどおり、御協力をお願いしたいと思います。

また、こちらも前回同様ですが、質疑応答、意見交換におきまして、御発言を希望される場合には、チャット欄ですね、この画面の右側下にあると思いますけれども、チャット欄に御発言希望の旨をお名前とともにお知らせをお願いいたします。

会議中、もし、お困りの点などがございましたら、事務局の担当者まで御連絡をお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

なお、今回も現下の状況を踏まえまして、一般傍聴を受け付けずに開催しておりますので、配付資料、議事録につきましては、会議終了後、できるだけ速やかに公開することにしたと思います。

本日の議事は、関係者へのヒアリング、個人情報保護委員会における懇談会の議論の御紹介、また、前回、前々回検討会での委員の意見を踏まえた整理の方向性について御議論を頂戴したいと思います。

それでは、早速ですが、関係者の皆様からのヒアリングを始めたいと思います。

本日は、医療分野、学術分野の関係者として、京都大学大学院の黒田知宏教授、東京大学大学院の米村滋人教授、国立研究開発法人理化学研究所の温井勝敏総務部長のお三方に、オンラインにて御出席をいただいております。

3名の皆様からは、前々回の検討会で事務局からお示した、個人情報保護制度見直しの基本的な方向性（案）について、御意見、コメントを頂戴したいと思います。

本日は、どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、まず、最初に京都大学大学院の黒田教授より、御発言を頂戴したいと思います。恐れ入りますが、10分程度でお願いいたします。

○黒田教授 よろしく願いいたします。

それでは、資料を事務局のほうからご提示をいただいて、これに基づいて、京都大学の

黒田がお話をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

私どもがおります医療分野においては、基本的なものの考え方として、要配慮個人情報の使い方を3つの類型に分けて述べるが多くなっています。

個人情報保護法の基本的な考え方に基づいて、診療目的の取得、利用及び第三者提供については、黙示の同意、つまり、患者さんが、病院に、その情報を提示された時点で、診療目的で使うことには同意をされているという前提で情報を使うことになっています。その範囲の中に、病院運営、院内教育等も含まれているという考え方です。

2つ目の使い方が、研究目的で、これは憲法に認められた学問の自由に基づいて、学術研究目的のものについては、医学倫理指針に従って、同意手続が行われ、医学倫理指針では、匿名は、de-identification、いわゆる仮名化のことを指していること、同意についてはオプトアウトでもよいというルールになっていることという考え方で、基本的には扱われています。

3つが、その他の目的で、オプトインでやりますというルールになっています。

よく議論になるのは、これで全てが網羅できるのかという話です。

次のスライドをお願いします。

実際に、これが医療現場で、診療目的で御本人のデータを御本人のために使う場合の事例を示しております。

一般的に病院は、他の病院と地域連携のために、もしくは診療連携のために他の病院にデータを移します。それを司るシステムとしてEHR、地域連携システムというものがよく使われるわけですが、EHRを取り巻く同意を見ますと、自分の病院のカルテのバックアップとして位置づけるのであれば、これは黙示の同意の範囲であると位置づけられ、医療機関での連携についても、黙示の同意の範囲であると位置づけられます。救急車等がどこぞの病院に運び込まれて、そこからの患者さんのデータがほしいという問い合わせに対してデータを提供することも黙示の同意の範囲で扱われます。患者さん自身にそのデータを見せることももちろんあるわけですが、これは個人情報法で認められた患者さん御自身の権利であるという立てつけです。

このように、下半分のところ、いわゆる医療目的であるならば、EHRを立てつけて、それを利用することについては、わざわざ同意を取る必要はないというのが統一された見解であると理解してございます。

一方で、それを研究に用いる場合については、研究には学術研究と開発研究の2種類がございますので、学術研究の場合には倫理審査に従ってオプトアウト運用、開発研究の場合には個別同意を取らなければならないと一般的に考えられていて、開発研究の一番典型的なものが治験であったり、もしくは臨床試験と言われるものであると捉えられているところ です。

次のスライドをお願いします。

この範囲でいくのであれば、そんなに難しいことではないのですが、第三者提供が絡んでくると、実は話がとてもややこしくなります。

一般的に医療者は2次利用の中で、他人の診療のために、ある患者さんのデータを使うこと、つまり、非常に似た症例の患者さんのデータを参照しながら、場合によっては、こういう経過をとった患者さんがいたよということをお示ししながら診療を行うことがございます。これを1.5次利用と表現しています。病院の中で、それを利用するのであれば、黙示の同意の範囲で使えると解釈をしているわけですが、第三者提供、つまり、他の病院さんで使うときには、それはNGであると捉えられています。

ところが、病院の医療者にとって、基本的にAという病院とBという病院とCという病院で、同時に診療を行うことはよくございますので、その場合に、自分の持っている資料をどういうふうに扱うのかというのは、よく混乱があるところです。

もっと難しいのが、教育のところでした。京都大学病院という組織を考えたとき、京都大学病院は京都大学という1つの法人の一部でございますが、そこにいる学生は法人の構成員ではございません。ですので、学生に実際に診療情報を見てもらって教育をするというのは、基本的には第三者提供に当たると解釈しなければならないだろうと診療現場では考えています。他の専門学校や他の大学からも、当然、研修生も受け入れてございますので、そういった方々が患者さんのデータに触れることも第三者提供にあたり、個別の同意が必要であると考えられています。ここは、現在の個人情報保護法では、きちんとカバーされていないというのが、我々が一般的に考えるところです。

さらに、資格審査と書いていますけれども、医療者は、自分たちの専門医の資格を維持するために、学会等に個人情報を提供する場合がございます。これについては、個人情報保護委員会と日本医学会、それと厚生労働省との話し合いのもとで、最終的には、日本医学会から文書が出ていますが、学術研究の一環であるとみなして、倫理指針のもとで扱うということになってはいますが、これには多くの疑問が差し挟まれているところです。

実際、どんなことが起こるか、次のスライドでお示しします。次を見てください。

このスライドは、現在行われている、がんゲノムパネル検査と言われる新しい診療です。

この検査では、ある病院、連携病院と書いてございますけれども、左の上からスタートしますが、そこで患者さんの血液等、もしくは体の中のがん組織のサンプル等の検体が採取されます。次に、遺伝子パネル検査と書いていますが、検体から遺伝子の情報を取り出し、そのデータに基づいてアノテーションをつけ、拠点病院と言われるところに、そのデータを送りつけて、実際にこの患者さんにどんな診療をするべきかということエキスパートパネルディスカッションというところでディスカッションをして決めた上で、患者さんに対して説明をするという流れになっています。

関係者は、実際に血液の検体などの検体を取って患者さんに治療を行う連携病院、それから、パネル検査を行う検査会社、さらに、エキスパートパネルを行う拠点病院、それにC-CAT、がんセンターにある情報センターですが、これだけ出てきます。保険診療の中でC-

CATに対して情報を送ることは義務づけられています。

検査会社は病院からの委託で検査を実施してC-CATにデータが送られるわけですが、C-CATでのデータの扱いは5つに分かれます。

1つが、法目的での収集、健康保険適正化です。

2つ目が、これは黙示の同意の範囲ですが、本人の診療目的で、専門家の会合に出すために必要な情報を収集するためのもの。

3つ目が、1.5次目的利用、つまり、ほかの患者さんの診療等に使うための基礎データとしての利用。

4番目が、教育目的での利用。

5番目が、研究としての利用です。

さらに、エキスパートパネルが行われると、そこには複数の連携病院が集まってまいりますので、本人の診療だけではなくて、他の病院の事例を見ながら、これとこれとは同じ判断で、これとこれとは違う結果が出ているのだけれども、どういうことかなというディスカッションをすることもございますし、それぞれ参加される病院さんは、若い先生方を連れてきて、教育目的で、それを聞かせることがございますので、1.5次利用や、教育目的での2次利用目的での第三者提供ということが発生します。

この赤いところは、全て同意を取らなければいけないということになりますので、実は大量の個別同意が発生するということが起こっています。

このように、医療現場での個人情報の扱い方については、同意の取り方は非常に混乱しているという状況がございまして、その中で、今回見させていただいた資料のように、私どものような独法、それから公立病院さん、さらには一般病院が存在しますので、その中で、様々な同意や運用をすり合わせるということが多々行わなければならないという状況に置かれているということです。

以上のような状況であるというバックグラウンドを共有させていただいた上で、今回、見させていただいた資料についての私の私見を述べたいと思います。

次のスライドをお願いします。

まず、今回の規制の統一という文書の中で書かれていたことには、大きな論点が幾つかあったかと感じておりますが、最も重要な論点である民間事業者と同様の規律を行政機関や独法に適用すること。それも診療分野においては、同じレギュレーションを適用しますという案1と書かれた文章ですが、その中で出てくるP4の流通、それから7ページ、8ページの用語の統一の部分につきましては、連携医療や多施設共同研究の推進に資するものであると考えますので、これについては強く賛成いたします。

この資料の中では出てきていませんが、公立医療機関が、医療機関の世界では大変多いので、自治体条例へも早急に拡大してほしいと考えています。

これは、例えば、京都府の場合ですけれども、京都府の個人情報保護条例は、個人情報のオンライン結合は、これを認めないとしてございますし、認めるときには、審議会を通

さなければならぬのですが、審議会は、これまで通ったためしがありませんので、地域EHR、京都府にもございますが、京都府立医大を含めた府立病院は、一切参加ができません。ですので、患者さんに、そこで直接の不利益が発生するようなことが起こっていますので、こういった規則については、早急に統一をしていただきたいと思いますところでは。

2つ目の論点である学術研究に関する適用除外の規定の見直しについて、私が見た限り、2つの大きな議論があったと理解してございます。

1つ目が、安全管理措置・情報開示の例外というのは、学術研究だから外すのではなくて、一般のルールに従わせようという考え方ですが、これについては、強く賛成をいたします。

私も京都大学病院の個人情報管理の責任者として、いろんなプロジェクトを見てまいっておりますが、研究者の個人情報に対する意識は、残念ながら、決して高いものではございません。

特に、医療関係者は、日常の診療の中で黙示の同意の中で医療データを扱っている方々ですので、それと同じレベルで個人情報を研究の中で扱いたがってしまうところがございます。

研究データは、病院の管理者の手を離れて研究者に渡るような動きもありますので、この管理は、きちんとしなければまずかろうと考えるところです。

2つ目に学術研究とは何かの判断基準をコミュニティの自主指針に任せるということが書かれてございましたけれども、これについては、私は逆に強く反対をいたします。

理由は、現在、研究コミュニティが考えている学術研究とする範囲が、学問の自由という枠組みから見たときに必ずしも適切ではないということにあります。

特に問題であると考えているのは、各学会が運用している、先ほどお話をした専門医認定の仕組みです。専門医認定の仕組みを、もし、学術研究と位置づけるのであれば、そもそも倫理審査等にかけて研究の目的でデータを収集するという手続を取らねばならないはずですが、取っている学会がそんな多いとは聞いてございません。

かつ、特定の団体の名前は挙げませんが、そもそもこのデータは、患者さんのデータを医者が見て、医者が手で入力したものであるから、これは個人情報ではないというようなことを説明していた学会が、過去にございますので、こういった感覚で個人情報を扱われる方々の自主基準に任せると、ルールを勝手に緩めてしまうことになるだろうと思っております。

AMEDの医療画像データベースの研究プロジェクトでも、特定の学会が同じような発言をしていて、それを御指摘申し上げ、もめごとになったことも、実際に経験してございます。やはり、何がしかの枠組みをきちんと示しておくべきだろうと考えます。

基本的な考え方は、もともとの法の精神である憲法が定める学問の自由を侵害しないための範囲にとどめるべきだろうと考えております。一方で、そうしなければならない（学問の範囲を超えていてもオプトアウトで扱わないと業務が回らない）現実が、医療現場と

しては、実際にあるわけですから、医療現場で普通に使う医療データの使い方については、今回の委員会の範囲を超えてしまいますけれども、本来的には、一番最初の2003年の個人情報法が作られたときに附帯決議で言われていたように、それに関わる特別立法であったり、もしくは分野別法だったりをちゃんと立てつけて、使うべきところは使っているようにレギュレーションを整えるべきではないかと思っているところです。

私の意見は、以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ただいまの御発言につきまして、委員の皆様からの御質問、御意見を頂戴したいと思います。

御質問、御意見のある委員の方は、チャットでお名前とともにお知らせを頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。5分程度でございますので、いかがでしょうか。

では、宍戸委員、お願いいたします。

○宍戸委員 宍戸でございます。

黒田先生、大変分かりやすい、そして、具体的な御説明をいただき、ありがとうございます。

私からお伺いしたいのは、後者の研究コミュニティにおける個人情報の取扱いでございまして、そこにいろんなことをお任せするかどうかは別として、今後、データの利活用を考える上で、学術コミュニティにおけるデータガバナンスをしっかりとっていくということは、いずれにしろ不可欠だろうと思います。それに関連して、学術コミュニティのデータガバナンスを高めていくためには、今の法律の枠組みをある程度維持したまま、安全管理措置とかについてきつめの規律をかけるというやり方がいいのか、それとも、また、別のお考えがあるのか。その点についても、お考えがあれば、教えていただきたいのですが、いかがでございでしょうか。

○高橋座長 ありがとうございます。

黒田先生、いかがでしょうか。

○黒田教授 では、お答えします。すみません、先ほど、かぶせるようなしゃべり方になりまして、申し訳ございませんでした。

大変難しい御質問だと思います。

基本的には、学術コミュニティに規律を任せるのではなく、今の枠組みの中でやるべきだと考えていて、今回の改定の範囲で、ある程度は絞れるのであろうと考えています。

ただし、片方で、特に医学研究においては、過去のデータを使った、個人情報を使った研究というのは多々行われなければならない、かつ、レポジトリー研究のやり方等々についてのレギュレーションについて、もう少し別途のレギュレーションが要るのではないかなと思っています。

ヨーロッパの場合には、どういう方法を取っているかということ、国家管理が正しいとは考えませんが、一定の基準を満たしたものについて、公的に認められたデータベー

スであるという形で、それを共有し、それを使った研究については、共用するようなアプローチがございました。

各コミュニティが、個別にデータを集めなければならないことも、多分、多々あると思いますけれども、ある程度のもが集まってデータを使うようなことがあるのであれば、もしくは、それは実際にあることですので、そういうものについては、こういったルールを守ってくださいという、そのルールについては、法に照らして、学術コミュニティ団体が考えればいいことなのかもしれませんけれども、ある程度レギュレートし、そのレギュレートのもとで、各学会がそのレギュレーションを満たしているデータベースはこれですというものを共有するような仕組みがあって、その中で運用されるべきものかなと。

そうすることによって、社会倫理面でも、社会の皆さん、市民の方々にデータがどう扱われているということが見えることとなりますので、そういうふうにすることが、学術研究及びその先にある様々な医療機器や薬品等の開発研究に対しても資するものであろう、まずは、理解を得られないことには、この研究ができるわけではありませぬので、隠すのではなくて、公開されるような形でのレギュレーションもしくは情報共有ということがされるべきではないかと考えています。

お答えになっていますでしょうか。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

黒田先生、もう一方、御質問があるようなのですが、お時間、大丈夫でしょうか。

○黒田教授 どうぞ、いいですよ、一応体は空けてありますので。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、森委員、よろしくお願いします。

○森委員 御説明ありがとうございました。

大変分かりやすく、かつ積極的な御説明をいただきました。

スライドの6枚目についてなのですが、赤い字で、個別同意の必要なポイントが示されていて、先生のお話では、混乱が生じているという御説明だったと思うのですが、その御趣旨は、要するに、こういう赤字で同意に基づくとありますけれども、これは、全て普通に考えて、必要な利用であると思われませんが、その必要な利用について個別同意を全て取るというのは、非現実的なルールではないかという御示唆ではないかと伺いましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○黒田教授 これだけで、ものすごくたくさんの議論がなされたのですが、こんなにたくさんの方の同意書に、患者さんにサインをしてもらおうわけですか、その病院さんでという、しかもサインをする場所は、当然、患者さんが来られる連携病院なので、後ろのことが見えない中で、これを全部サインしていただく説明する責任を連携病院と言われる前線で、患者さんと対峙される病院の看護婦さんが負うのですかというのは、随分大きな議論だったと記憶をしています。

○森委員 ありがとうございました。よく分かりました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、もともと20分というお話でございましたので、黒田先生におかれましては、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

○黒田教授 いいえ、とんでもございません。これで退室をいたします。ありがとうございました。

○高橋座長 ありがとうございました。

続きまして、東京大学大学院の米村教授より、御説明を頂戴したいと思います。10分程度でよろしく行いします。

○米村教授 御紹介いただきました、東京大学の米村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私がどういう人間かというのを簡単にまとめておりますけれども、私は、もともとは医学部出身の内科医でございまして、現在は、東京大学法学政治学研究科で、法律の教育、研究を担当しているということになります。

私の専門は、民法、医事法ですけれども、医事法、すなわち医療関係の法律の研究をかなり広く取り扱っており、ここ数年は、医学研究関係の規制のルールを扱うことが多いという状況です。情報利用の問題に関しても、医学研究規制の一環でかなり精力的に取り組んできているというところですよ。

その観点から、今日は、今回の事務局案に関してのコメントを申し上げたいと考えております。

次のスライドをお願いします。

そもそもの医学研究における個人情報保護の規制の全体構造です。これについては、もう先生方は御承知だろうと思いますが、簡単にまとめておきたいと思えます。

もともと、2003年に個人情報保護法が最初に制定された際の両院の附帯決議に基づく形で規制が導入されています。附帯決議では、個別の規制法を検討するように求められたのですが、最終的にはその方向性はとられず、既存の研究倫理指針に追加する形で個人情報保護のルールが定められたということになります。

ただし、これも皆様御承知のとおり、個人情報保護法制には、民間法人、行政機関、独法で別の法律・条例が存在しているという、「2,000個問題」とも呼ばれる問題があります。そこで、機関ごとに異なるルールを1つの倫理指針に書き込む際に、最も厳しいルールを選択適用するという形になり、結果として、医学研究においては、指針上のルールではありませんが、非常に厳しい規制ルールが定められる形になってしまったというのが、これまでの状況だったわけです。

次のスライドをお願いします。

これに対して、特に2015年の個人情報保護法の改正以後、こういった個人情報保護規制のために医学研究が大幅に阻害されているという批判が、医学界から強まっているという状況があります。

それが、単に法律に対する理解の不十分性に基づくということならば、きちんと理解して運用してくださいと言えば済むのですが、残念ながらそうではなく、本当に法律の規制に問題があるがゆえに、具体的には次のスライドでお話ししますが、実際に、研究に対してかなりの障害が生じてしまっているという部分があります。

その一方で、医療情報の研究目的の利活用を推進すべきだという議論も最近は増えているところです。最近のAIの導入やIT化の推進というような流れを受けて、医学研究のためにも様々な医療情報をビッグデータとして活用していくことが重要なのだといわれることが多くなっています。そういったことも含めて、医療情報の利活用を拡大できるように、個人情報保護規制を改めていかなければならないという議論が出てきているというのが昨今の状況です。

次をお願いします。

なぜ、医学研究を阻害する現象が起こっているのかということですが、大きく2つの問題があると考えられます。

まず、1つ目は、先ほども申し上げた、「2,000個問題」と言われる、情報保有主体ごとに異なる規制が適用されることの問題です。

このような規制構造があるがゆえに、規制が複雑過ぎて、医学関係者の法理解が困難になっている。つまり、民間法人に対する規制、行政機関に対する規制、独法に対する規制、条例の規制というのが、それぞれ別になっていますので、多施設共同研究のような形で複数の医療機関、研究機関をまたぐ形でデータがやりとりされる場合、どこにデータ移動する際に、どういうルールに従わなければならないのかが、全て違ってしまっているわけです。

それを全て医学研究者に理解してもらい、それに適合する形で研究計画を立ててもらうのはかなり難しいというのが、正直な印象です。

さらに、多くの自治体条例は、個人情報の研究利用場面というのは想定しておらず、そのための除外事由や例外的要件の設定はされておられません。私も、ここ数年様々な自治体の条例を見てまいりましたが、犯罪捜査の場合とか、災害時とか、そういう非常に特殊な場合における情報の利用については、情報移転を認めているケースがあるのですが、研究利用の場合については規定がないことが多く、行政情報として、自治体の外には出さないというルールになっているところが多い印象です。そうすると、研究目的の情報利用は非常に難しくなります。

研究目的の場合に加えて、通常の医療目的での情報利用ですら、かなり難しいと見られる規定になっている場合があります。医療目的の利用については、従来、「黙示の同意」という構成で情報利用が可能になるということで厚労省は整理してきたわけですが、そもそも個人情報の民間団体への移転を禁じるような規定がある自治体条例も多く、そのような自治体条例でも「黙示の同意」構成で本当に情報利用が可能になると言えるのかについては、もともと問題があったのだらうと思います。

ですから、こういった自治体条例のルールを乗り越えることが必要な状況になっているものと思われま

す。多機関間の連携や共同研究が阻害される、これは、基本的には先ほど申し上げたことですが、複数のルールが並立していると、それについて、法律の素人である医学関係者が全て理解するというのは、非常に難しくなっているということです。

以上が1つ目の問題状況ですけれども、もう一つの問題状況として、本人同意に過剰に大きな役割が与えられていることに伴う問題があります。

これは、同意というものをかなり重要な規制の手段として位置づけている個人情報保護法制全体の問題ということにもなるわけですが、こういった仕組みを取ることによって2つの問題が生じています。

第1に、自分で同意を与えることができない同意無能力者、具体的には子供や高齢者などですが、そういう判断能力がない人たちの保護が非常に手薄になっているということが挙げられます。

実際に病院に来られる患者さんには、そういう状態の人がかなり多いわけで、仮に自分で判断できない人の情報が保護されないというような仕組みだとすると、人権侵害甚だしいということになってしまい、その仕組みのもとでは情報の利活用ができないというのが、医療機関側の発想ということになります。

第2に、同意取得困難な場合の利活用が、ほとんど不可能になっているという事情があります。つまり、必ず同意を取らなければいけないのだという前提で考えられていて、これは法律の正しい理解に基づいていないという側面もないわけではないのですけれども、患者の同意が得られていない場合には、患者情報を他の目的には一切使えないという形で運用されているのだとすると、それによって、医学研究はかなり阻害される結果になってしまうわけです。

次のスライドをお願いします。

ここで注意すべきポイントというのを若干補足させていただきたいと思いますが、医学研究の推進が必要だからというだけの理由で、個人情報保護を薄くするという方向性を取ると、これには国民の理解、納得が得られないのではないかと思います。

一部の医学関係者には、こういう主張をする方もおられます。医学研究のためには、患者の情報を広く利活用していかなければならないのだから、多少の情報利用は我慢してもらうべきだというような議論ですね。あるいは、医療情報というのは一種の「公共財」なので、一般的に将来の国民の福祉・健康のために使うべきだというような議論です。

そういう議論も一理ある部分があるとは思いますがけれども、しかし、直ちにそういう考え方だけで医療情報の利活用を進める方針とし、その方向で個人情報保護規制を緩和していくということには、なかなか国民一般の理解を得るのは難しいだろうと、私は思っております。

むしろ、現行規制の問題としては、先ほどお話ししましたように、本人保護が不十分に

なっているという点を認識すべきであろうと思っております。本人保護が不十分である、すなわち十分に判断能力がある人は、「同意」という仕組みによって保護される一方で、十分に判断能力がない人たちが保護されないまま取り残されているという状況があるわけです。その仕組みのもとで情報を利活用するということになると、医療機関側としては、患者のプライバシー情報を本人の保護の仕組みがない状態で大幅に流用し、研究などの目的で利活用するという形になってしまいます。それでは、結果的に医療機関側に批判が向けられるので、そんな危ないことはできないという発想になっているのが現状だろうと思えます。

実際、学会などでも、様々な形で情報を利活用しようという医学関係者は少なからずおられるのですが、なかなか、患者全般の保護が一般的な個人情報保護法制の中で十分に手当てされていないということになると、怖くて手出しができませんとおっしゃる方が多い印象です。これは、やはり基本的な法制度のある種の欠陥であり、本人保護が一部で不十分になっているということが、結果的に情報利活用も阻害するということになっているのだろうと思えます。

さらに加えて、規制の複雑性や判断基準の不明確性、判断機関の不存在によって、医療機関側は、個人情報を「怖くて使えない」状態になっているということがあります。何しろ、先ほども申しましたが、医学関係者は法律の素人ですので、細かい法律の条文解釈を現場の医学関係者に求めるというのは、もともと無理があるというところがあります。現状でも、本人の同意がなければ絶対に個人情報を使えない仕組みになっているかという点、そうではないわけですね。一定の除外事由があって、それに該当する場合には、第三者提供や目的外利用ができるという形になっているわけです。しかし、それらの条文上の要件に当てはまるかどうかを医学関係者に判断させるということは、現状では、非常に難しいわけです。医学関係者としては、よく分からない以上は防御的に対応して、同意がなければ、一切使わないという反応を示してしまうということも、ある種、無理からぬところがあるように思います。

そういう形で、現状の個人情報保護法制は、本人の保護が不十分であるという点に加えて、判断機関、判断基準が不明確であるということによって、結果的に医療機関側の大幅な萎縮的対応を生んでしまっているのではないかと思います。それによって情報利活用が阻害されているわけで、そこが大きな問題なのではないかというのが私の考えです。

次のスライドをお願いします。

そのことを前提に、今回の事務局案に対するコメントを申し上げたいと思っておりますが、今回の事務局案の特徴は、私が理解するところでは、次の2点にあると考えております。

まず、個人情報保護規制の実体法的な規制内容には、基本的には手を加えない形で規制機関・規制内容の統一化を図ることを目的にしているのだと理解しております。これは、実体法的な規制内容に基本的に手を加えないということですので、従来の規制との連続性は保たれることとなります。しかし、規制のやり方を変える、具体的には適用対象の法人

範囲を変更することによって、一定の範囲で学術研究目的利用に対する障害が除去されることを目指した改正であると理解しております。

主体ごとに異なる規制を適用する従来の前提を変更せず、ただし、一部の独立行政法人に民間ルールを適用するというのが主たる改正点であり、これは、第一段階の規制改革としては妥当な方向性だろうと考えております。

次のスライドをお願いします。

特に評価できるポイントとしては、特定独立行政法人等の制度の導入による規制の統一化が挙げられます。これは、まさに、今お話しした今回の主たる改正点にかかわる重要なポイントだろうと思います。

それから、2点目として、個人情報保護委員会への規制権限の統一化というのも大変よいことだろうと思います。実は、余り時間のない中で、余計な話をすべきではないのかもしれませんが、医療関係者などから聞く不満の1つに、ガイドラインの問題があります。個人情報保護委員会が出すガイドラインなどは非常に詳しいわけですが、当然ながら、民間個人情報保護法に関するガイドラインしか存在しません。行政機関、独法の場合に、ガイドラインに当たるようなものがない状況で、これは、総務省のほうで、それを作っていないからということだろうと思います。

通常の行政機関や独法では、きちんと法律のことが理解できる専門官が中にいるというのが想定されているので、その種のガイドラインは必要ないと考えられたのかもしれませんが、大学や独法に属する医療機関などでは、そういった法律や行政の細かいところに通じた専門官がいないケースも多いですし、仮にいたとしても、リアルタイムで、今日のこの情報提供について法律上の問題がないか、というようなことを判断できる状況にはないことが多いわけです。そういう状況があるにもかかわらず、細則的なルールが明らかにされていないということだと、本当に自分たちは全く判断できないではないか、という不満がかなりあるということのも事実です。

したがって、個人情報保護委員会のほうで規制を統一的行っていただければ、詳しい細則的なガイドラインが出てきて、それに従って、日々の情報利用について検討できるので、かなり安心できると考える医療関係者は多いのではないかと思います。

3点目、学術研究に関する完全適用除外の変更と、個別義務規定における学術研究目的での規制緩和の明確化というのも評価できるポイントであると思います。

直前で黒田先生もお話しになっておられたことですが、学術研究機関が学術研究目的で利用する情報を完全適用除外にするというのは、必ずしも合理性がなかったと思います。その点について、状況によって、規制を適用するものとししないものを分けるということは、適切な方向性だろうと思います。

次をお願いします。

今回の事務局案には「別案」がついているのですが、それについて一言だけコメントしておこうと思います。

「別案」は、学術研究に関わる情報利用に関して、部分的に業務単位規制を導入する考え方だろうと思うのですが、従来の個人情報保護規制は、法人単位規制の考え方で設計されており、業務単位規制の規制方式はとられていなかったわけです。

それらを併用的に導入するということになるのと、従来の規制方式を様々なところで変えなければならないのではないかというのが気になるところです。

ですから、最後にお話しする予定ですが、そういった業務単位規制を導入するのであれば、制度設計全体を見直して、業務単位規制に適合するような規制方式に変更した上で導入することが必要になってくるはずで、別案のような形で何となく両者を併存させるというのは、好ましくないように思います。

今回の事務局案は、基本的には法人単位規制を維持した状態で問題解決を図るものですが、以上の理由から事務局案の方向性に賛成したいと思います。

次のスライドをお願いします。

もっとも、さらに検討、改善すべきポイントがないわけではありません。大枠の方向性については、これでよいのではないかと申し上げましたが、個々の規定ないしは個々の改正方針については、若干、これでは問題があるのではないかと感じられる部分もあります。

特に、学術研究例外について、一般的、包括的な適用除外とはせずに、個別的な義務規定における例外的要件を定めるとしますと、その具体的な要件設定の在り方について、さらに慎重な検討が必要だろうと思います。

「個人情報保護法制見直しの主な論点と考え方【案】」という資料をご覧頂ければと思いますが、その17ページ辺りの議論が、私にはやや問題があるように感じられます。具体的には、②Aと②Bの類型については学術研究であることを理由とする規制緩和は行わずに、一般的な規制をそのまま適用する方向で考えてはどうかということが提案されているわけですが、これは、やや問題があるように思います。

理由は2つほどありまして、要は民間法人に区分される主体が研究を担っている場合というのは、かなり実例があるのではないかとということなのですが、1つは一般医療機関、もう1つは民間企業の場合です。

一般医療機関というのは、医療法人や公益法人、一般法人等の民間法人が設立した医療機関をいいます。そういう医療機関は、通常は病院等の医療機関を運営し医療を提供しているのですが、同時に、大学との連携等によって様々な研究活動を担っている場合も多くあるというのが、医学界の1つの特徴です。

こういう一般医療機関から大学等の研究機関に対する医療情報の提供は、大学を主幹施設とする多施設共同研究では大変良く行われるのですが、先ほどの資料17頁では②Aに分類されており、規制緩和の対象としない方向性が示されています。しかし、こういう形で学術研究目的としての特例を受けられないということになりますと、大学が一般医療機関から医療情報を集めることが難しくなり、さらに医学研究の阻害要因が出てきてしまうの

ではないかということ懸念しております。

この辺りの実際の研究活動のあり方を踏まえつつ、新たな規制を導入した場合に具体的にどのような社会的影響が出るかをきちんと精査した上で、個別の要件設定をすべきではないかと考えるところです。

それから、民間企業だからといって、学術研究の例外ルール適用の必要がないというのも、一種の決めつけであるように思います。特に、最近では治験データの利活用の在り方が問題になっており、製薬メーカーが保有している治験データを利活用することはできないのかということが検討されております。この種のデータが、通常一般的なルールに従って、本人の再同意がないと利活用できないことになるとしますと、研究目的での利用は非常に難しいということにもなりかねません。この辺りの検討状況も踏まえつつ、民間企業と連携した研究活動をどの程度保護するのかということをしつかりと検討していただいた上で、具体的な要件設定をする必要があるような印象を受けました。

次のスライドをお願いします

今回の改正で解決されない問題というのもございます。

先ほど申し上げた問題点の2点目ですが、同意偏重による本人保護の不十分性の改善、医療機関の過剰な萎縮状況の改善については、今回の改正によって対応されていないと思われまので、今後も検討をお願いしたいと考えております。

さらに、業務単位規制の導入については、将来的にそのような法改正が必要となる可能性も全くないわけではないと思います。法人単位規制で尽くされない規制が必要となる問題場面は存在しうると考えられるのですが、そのような問題場面は、学術研究目的の場面に限らないように思いますので、業務単位規制の導入のニーズは一般的にあるように思います。

したがって、業務単位規制を導入するのであれば、個人情報保護法制の従来の法人単位規制の規制構造を変えろという前提で、正面から個人情報保護法制の基本的な規制構造を改める形で導入することを一般的に検討していただきたいと希望する次第です。

以上、大変長くなりまして恐縮ですが、私からのコメントとさせていただきます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

時間の関係もございます。もし、お一方だけ御質問があればと思いますが、いかがでしょうか、どなたか、では、石井先生、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

1人の枠を取ってしまって申し訳ありません。

御説明ありがとうございました。私のほうから2点簡単に御質問させていただければと思います。

法人単位規制と業務単位規制のところですけども、委員の先生も基本的には法人単位の規律が適切ではないかというのが大方の意見であるとは認識しておりますけれども、独立行政法人等の業務に関しましては、がん登録推進法などに基づく業務ですとか、助成金

に関わる業務など多岐にわたっているということも踏まえて、細やかな規律も考慮すべきではないかというのが、別案の意図であると認識しております。

先生の御説明の中で、規制方式を変えなければならないという御説明がありましたけれども、これは、本案を前提としつつ別案を考慮するというのは、そもそも望ましくないと、どちらかにすべきだという御提案であるのかという点について、1点お伺いしたいと思います。

2点目は、同意に関してです。本人保護についても、利活用の場面でも、同意を偏重すると、いずれも損なう事態が生じるということについて、十分理解したつもりであります。同意に代わる措置として考え得る仕組みがあるとすれば、どのようなものがあり得るのかということについて、もし、お考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○米村教授 御質問いただきまして、ありがとうございます。

時間もございませんので、簡単にお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の御質問に関して、私のほうでは、現状のスケジュールに基づく法改正ということで考えますと、別案の形で業務単位規制を部分的に導入するというのはいささか無理なように思われますので、今回は本案で行くべきではないかということをおし上げたところです。

ただ、業務単位規制が、将来的にも一切あり得ないと申し上げるつもりはなく、それを導入した場合の様々な規制上の課題をきちんと明らかにして解決する方向で、全体的な制度設計の見直しをするのであれば、それも考えてよいと思っております。

例えば、第三者提供規制というのは、そもそも法人単位規制を前提とした考え方と言えるわけです。法人内であれば、どの業務部門であっても目的の範囲内で比較的自由に活用可能だけれども、法人の垣根を越える場合には、そこで規制が大きくかかってくるというのが、第三者提供規制の考え方です。それは、基本的に法人単位規制をベースにした考え方ということになりますので、業務単位規制を導入することになりますと、同一法人内であっても別業務に転用する場合には、同種の規制をかけなければならないかもしれません。あるいは利用目的制限についても、現状の規制では、内容的なことについてはごく抽象的な、「関連性を有する」ことが必要だというぐらいの規制しかないわけですが、それも、業務の垣根を越える利用目的変更の場合には厳しい規制を課す、というような考え方をとらなければならないかもしれません。

その辺りのことが、全体として整理されて、業務単位規制の導入に際して、様々な個別規定の適用に狂いが無いということが確定できる状況にならないと、なかなか業務単位規制の導入は難しいかなというのが率直な印象です。

2点目の御質問に関して、実は、私は、ここ1、2年、医療情報の利活用に関して、本人同意に代わる本人保護の仕組みを導入すべきだということをおし上げておまして、論文も書いております。

それは、基本的には、患者団体の代表などが入る形の第三者機関が医療情報の利用について、一定程度審査し、承認を与えるような仕組みを想定したものです。医学研究の場合には、「倫理審査委員会」による審査の仕組みがもともとありましたので、それに近い仕組みを私のほうではイメージしています。本人が同意を与えなくても、そういった患者の利益を代表するような人が入った第三者機関が利用目的やセキュリティーの在り方などを含む情報利用の適正性をきちんと審査して、本人同意なしの状態でも利用することが許されるかどうかを判断するという形での本人保護制度を創設するという可能性はあるのではないかと考えているところです。

ただ、この種の制度を、一般的な個人情報保護法制の中で導入すべきなのか、様々な事業活動に着目した特別法として導入すべきなのかというのは、議論の分かれるところだろうと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、米村先生、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

○米村教授 ありがとうございました。退室させていただきます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に、国立研究開発法人理化学研究所の温井総務部長より、御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○温井総務部長 理化学研究所総務部の温井と申します。

個人情報保護の窓口を業務上行っておりますので、今日は事務部門の視点から少し御意見を述べさせていただきます。

資料を共有させていただきます。

それでは、進めさせていただきます。

まず、今回の制度見直し全般に関してですけれども、個人情報保護制度が一元化されることについては、基本的には賛同しているという立場であります。

特にGDPRにおいては、行政機関や独法は、これまで充分性認定の適用外ということであり、細かいことでは、海外とのやりとりにおいて、名刺1つもらうのにもどうしたらいいのかといったところから、いろいろ周りの状況を調べてやってきたところでした。法制の一元化によって、充分性認定が適用されることになると、そういった配慮等も必要なくなり、非常にありがたいと考えております。

また、当方は、基礎研究を行っている研究所になりますが、これまで民間の病院等から医療データの移行をしていただく際には、法律の違いがあり、弊害がありました。同一の制度のもとで実施され、弊害がなくなるのであれば、その点も非常に歓迎しております。

また、これまで定義や用語が紛らわしかったこともあるので、法制度が統一され、分かりやすくなる点についても、歓迎しています。

このように基本的には賛同しているという立場でございますけれども、研究現場からの懸念点や要望ということを幾つか、今日はお話をさせていただきたいと思えます。

個人情報保護制度見直しの基本的な方向性についてという資料を拝見させて頂いたところ、まず個人情報の定義に関してですが、当方では特定のゲノムデータやSNPsデータそれ自体が個人情報であることから、これまで所要の管理を行ってきておりますが、これを引き続き個人情報として取り扱うべきかどうかについては、今回の制度見直しの方向性とも照らし合わせて、少し検討頂いてもいいのではないかと考えております。

また、人を対象とする医学的研究に関する倫理指針やヒトゲノム、遺伝子解析研究に関する倫理指針というものがありますが、当方は、それらにも基づき研究を行っております。個人情報保護制度の一元化と、この指針等々の整合性がどうなるのかについて現場のほうでは若干気にしており、是非ダブルスタンダードにならないようお願いしたいと思っております。

その他、目的外の第三者提供を拡大することによるGDPRの十分性認定への影響についても気になっています。照合可能性が制度統一によって容易照合可能性になりますが、これによって、民間事業者から学術研究機関への目的外提供が可能となり、規制が緩くなることとなります。この点に関しては、逆に、これまでGDPRの十分性認定が得られている状況から、少し規制が緩くなることで、十分性認定を得られなくなるおそれがないかということをお少し危惧しています。

次のページに行きます。匿名加工情報の利用には制限がないものの、提供については限定されるということに関しての意見になります。個人情報保護制度の見直しに関する検討会の第2回の意見の要旨を拝見させていただきますと、匿名加工情報について、目的外利用は可能なのかという委員からの問いに対して、匿名加工情報は、その性質上、個人情報に復元されない限り、どのように利用したとしても、本人に影響の及ばないものであり、目的外利用の制限等の規律を課す必要はないと考えていると、事務局のほうから回答されておりますが、目的外利用は制限しない一方で、提供については、御承知のように、提案公募手続を踏む場合、あるいは法令の規定、加工元の個人情報の提供が可能な場合に限ると制限を設けるのは、如何なものでしょうか。その性質上、個人情報に復元されない限りということであれば、それは提供の場合でも同様に適用できるのではないかと考えられ、提供においても制限を課す必要はないのではないかと考えられます。

また、照合可能性の根拠、基準に関しまして、これは、先ほどの3.のところとも関連しますが、容易照合可能性に一元化されると、組織内外の他のデータとの照合によって、特定される可能性が高まると考えており、これは個人情報管理上のリスクを高めることにつながるのではないかと考えております。

続きまして、これは、ただし書き部分で情報公開法制と規制のガイドラインとの関係に関して触れたところへのコメントですが、独法等のみを対象として開示請求に係る規定が今後も継続するというのは、いかがなものかと考えております。

情報公開法においては、個人情報は不開示ということで対応しておりまして、特に、当方のような基礎科学をやっているような研究所においては、公権力の行使に類する形での

個人情報保有するということがありませんので、国立研究開発法人等については、この当該規定を外して頂いてもいいのではないかと考えています。

仮に、個人情報の開示についても定める必要があるということであれば、やはり現行の人を対象とする医学研究に関する倫理指針等においては、独法、民間の区別なく開示義務を課していますので、独法だけではなくて、民間においても同じように法制化したほうがよいのではないかと考えます。

続きまして、個人情報保護制度見直しの主な論点と考え方の資料に関しての意見、コメントです。1つは、研究活動における個人情報の取扱いに関する指針に関して、資料の中では、単独で、または他の学術研究機関と共同して定めることを努力義務として求めるとなっておりますが、同じような業務の取扱いに差異が生じる事態は適切ではないと思われまますので、やはり、ある程度共通的な指針、ひな形みたいなものを示していただけると、大変助かるかと考えております。

最後ですけれども、その他といたしまして、民間企業との共同研究におきまして、個人情報の管理の在り方というのが、若干不明確なところがあるかと思いますが、その辺を明確化していただけるとありがたいと考えております。

以上、研究現場のほうで感じているような疑問を御紹介させていただきました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御質問につきまして、委員の皆様より御質問、御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。チャットに名前を入れていただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

では、森委員、どうぞ、よろしくお願ひします。

○森委員 御説明ありがとうございました。

匿名加工情報についての御質問について、御意見をいただきましたので、私も補足をさせていただきます。スライドの4枚目です。

匿名加工情報の利用目的の制限ということで、非識別加工情報を匿名加工情報にしたときにどうなるかという話なのですが、これは、私が行政機関法の理解が不十分であるためをお願いするのですが、もともと個人情報上の匿名加工情報というのは、その利用目的に限定がないということなのですけれども、非識別加工情報の場合は、事業者提案のところと、提案の審査のところ、利用の目的というものが要求されるわけなのですけれども、そこで、要求された利用の目的が、その後どうなるのか、ちょっと理解ができていなくて、個人情報の匿名加工情報では、そういう利用目的についての縛りみたいなものはないわけなのですが、非識別加工情報では、利用目的が一応決まっております、利用契約以降のところはどうなるかというのが、ちょっと私は勉強不足で分かっていないのですけれども、その意味で、匿名加工情報に一元化した場合に、旧非識別加工情報については、利用目的制限が何らかの形でかかってくるのか、例えば、契約上の義務になったりとか、そういうことになるのではないかとというような趣旨で御質問させていただきました。

多分、先生の御指摘と、ある程度重複しているのではないかと思います。

○高橋座長 そうすると、追加ということですね。

○森委員 追加といたしますか、補足といたしますか、制度上、どうなるのかなど、今後、統一化したときに、旧非識別加工情報の利用の目的というのは、どういう扱いを受けるのか、要は、現行法上、どうなっているのか、ちょっとよく分からないということにすぎないので、もし、何か御説明いただければありがたいのですけれども、そこが分からないなど、特に統一すると、片や個情法の匿名加工情報というのは、利用目的に制限がまったくありませんので、それと非識別加工情報で出てくる利用の目的というのは、どういうふうになるのかなど、そういう趣旨でお尋ねしたのでございまして、今の先生の御意見とほぼ同じなのではないかと考えます。

○高橋座長 これは、どうしますか。時間の関係もあるので、もしあれでしたら、後でご回答を。

どうぞ。

○佐藤委員 佐藤でございます。

御指摘の点、私が、ここで何か言うのは辺なのですけれども、行個法改正に関わった立場で補足しますと、森先生がおっしゃられたように非識別加工情報は利用目的に関して制限をしたほうがよく、契約時のところで縛るというのは基本的な考え方です。多分、今後、この検討会のほうで、行個法、独個法と個情法と統一したときにどうするかということは、考えなければいけません。なお、そこで縛ったのは、やはり独法や行政機関に関して権力性を持って集めたデータがあり、それを含めて統一をしたほうがいいのか否かは議論になる事項だということによろしいでしょうか。

○高橋座長 では、事務局、もし、可能でしたら。

○内閣官房IT総合戦略室 御指摘の点につきましては、経過措置等を設けるとか、また、検討をさせていただきます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

もう時間が過ぎております。よろしければ、温井様の御説明は、この辺で打ち切らせていただきます。よろしいでしょうか。

では、これで終了させていただきます。温井部長におかれましては、お忙しいところ、本当にありがとうございました。

○温井総務部長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。では、退席いたします。

○高橋座長 ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は、個人情報保護委員会における地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の議論の紹介につきまして、昨年の12月から個人情報保護委員会において開催された地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における議論の状況に関しまして、委員会事務

局から御説明を頂戴したいと思います。

恐れ入ります、ちょっと手短にお願いします。

○池田個人情報保護委員会事務局室長 個人情報保護委員会における「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」の意見交換の状況について、資料4に基づきまして御説明申し上げます。

概要につきましては、資料4のとおりでございます。

昨年12月以降、懇談会については、4回実施するとともに、総務省及び全国の地方公共団体の協力をいただき、実態調査も行ったところです。

この実態調査につきましては、別添1を御参照ください。横長のパワーポイントになっているものでございます。

まず、1ページ目でございますけれども、今回、都道府県、市町村及び一部事務組合等を調査いたしました。一部事務組合等については、条例の適用関係が明らかでない団体が、少なくとも613団体存在する状況にあるなど、いわゆる条例の不適用団体の問題が把握されたところでございます。

個々の調査につきましては、2ページ目、3ページ目以降などを御参照いただければと思います。個人情報の定義や取扱いに関する規定などにつきまして、オレンジ、青といった対照的な形でお示ししてございます。

地方公共団体ごとに、かなり様々な規定が存在するような状況になってございます。

特に、平成28年の行政機関個人情報保護法において導入されました要配慮個人情報などの規定の差が大きくなってございます。

また、19ページに見られますように、現状の個人情報保護条例の運用においては、自治体間での連携が余り存在していないこと、また、21ページに見られますように、具体的な条例の運用に当たっては、様々な課題が存在していて、自治体の規模に応じた違い、例えば、人員面の課題なども把握できたところでございます。

続きまして、別添2について御説明いたします。

こちらは、個人情報保護法を所管し、個人情報の保護に関する基本方針を立案する役割を担っておりますいわゆる三条委員会として、本件を整理する際の基本的視点として取りまとめ、6月24日に委員会決定したものでございます。

この資料につきましては、7月3日の懇談会にも提示させていただきまして、御議論いただきましたが、懇談会において、取りまとめを行ったものではないとさせていただきます。この資料4本体の第4回の説明の中にも、資料の了承を求めたものではないという旨、明記させていただいております。また、この資料が地方公共団体の意見交換の結果として取りまとめられたものではなく、了承されたものではないという旨について、別添2の中に明記するようにという地方三団体からの御要望もございましたので、不必要かと思いますが、その旨、この資料の下にも、明記させていただいているところでございます。

それぞれ1番以降、御説明申し上げます。

まず、1番でございますけれども、個人情報保護法は、基本法の部分と、一般法の部分に分かれておりますけれども、基本法の部分につきましては、官民間わず、地方公共団体を含めて対象となっております。

その上で、お示ししていますように、法第5条において、地方公共団体の責務として規定されてございます、法の許容する範囲で地方公共団体が創意工夫を行うことは望まれることを記載してございます。

一方で、個人情報保護法は、法目的にあるとおり、まずは個人目線で、個人の権利利益の保護の観点から考えられるべきものと考えております。

この観点から、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が異なり、また、一部の地方公共団体を取り扱う個人情報については、条例の対象となっていない現状について、どう評価するかということに記載させていただいております。

特に、個人情報保護法は、制定されて15年超が経過してございますが、社会経済状況が大幅に変化してございます。

そして、国際的にも個人情報保護法制が存在するのが当たり前という状況になってございまして、国際的な制度調和すら議論になっている状況でございます。

このような中で、この法5条が規定する地方公共団体の責任についてどう考えるかという論点があるのではないかとございまして。

2番につきまして、地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待が高いこと、こちらにつきまして、当委員会が行いました3年ごと見直しにおきましても、地方公共団体の保有する悉皆性の高い情報が、医療、交通、学術等の分野におけるデータの利活用において不可欠といった御意見があったところでございます。

その次でございますが、個人情報の保護と利活用は車の両輪であること、こちらも個人情報保護法の目的にもあるとおり、個人情報の利活用を進める上で、一定の保護水準を確保することは大前提と考えてございます。法令に基づく適切な保護があつてこそ、個人が安心した形での個人情報の利活用が可能となる、いわば車の両輪の関係にあると考えているところでございます。

その上で、利活用側として想定される民間側の法制とも整合的である必要があることを記載させていただいております。

この点につきましても、現行個人情報保護法制上、国の法制と地方の条例との調整メカニズムという観点では課題があり、このような状況下で属性の異なる取扱いをまたいだ個人情報の利活用については、論点があるのではないかと考えているところでございます。

3番の個人情報保護条例の規律の調和では、まず、地方公共団体の個人情報保護については、当初、先駆的団体によって国に先んじて導入された経緯があること、また、現状、条例が存在するという事実も踏まえた議論が必要であることを記載させていただいております。

一方で、個人の権利利益の保護という観点から見た際に、ナショナルミニマムの実現と

いう視点も重要であることを記載させていただいております。

今回、特に、先ほども申し上げましたとおり、一部事務組合等では、そもそも条例の適用がない団体が多数存在することが分かったところでございます。

また、平成27年、28年改正によって導入されました規律については、導入状況が様々となっております。

一方、外国では公的部門を含めて共通の個人情報保護制度を設けている例も多数存在しているところがございます。個人の権利利益の保護という観点から見た際に、ナショナルミニマムを個人目線で整備するという目的を実現する上で、自治体が保有する個人情報保護制度についても、条例で定めることが必ずしも自明の選択肢ではないということも、この視点から導き出せるのではないかと考えている次第でございます。

その下でございます。

民間部門と規律の差異を設ける必要性が低く、公益的に見てもデータの流通に対するニーズが高い分野の取扱いも論点になる旨を記載させていただいております。

続きまして、4番でございますけれども、団体間でのデータ連携などにおいて課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在すること。この点につきましては、懇談会で、支障事例は生じていないという御意見や、支障事例があるか調査すべきなどといった御意見をいただき、個々の地方公共団体側と当委員会とで認識の差があったところがございます。

そこで、当委員会では2,000個問題などとして指摘される事例について調べましたところ、地方公共団体間や、地方公共団体、民間間でのデータ連携、例えば、地域における医療連携、介護連携、児童虐待に係る情報連携や、産学官の学術連携などが想定されます。

また、同種のデータを複数の機関に提供する際に、団体間でルールが異なること、これは、災害時の情報提供、防犯カメラの利用や、自治体向けクラウドサービスの提供などの事例において見られたところがございます。

また、昨今ですと、各自治体が共通して取り組む事務処理を同じアプリの横展開などで効率的にしようとしても、ルールが違うということで、自治体ごとに、個々に調整を要することが、今般のコロナ対策でも見られたところがございます。

このような認識の差といたしまして、我々といたしましては、自治体、地方公共団体側から見ると、多くの場合、個々の地方公共団体側と本人や事業者との一対一関係で収れんされる場合が多く、問題が顕在化しにくいのに対して、国に対しては、総合的な調和が取れていないことについて、総合調整機能の欠如として指摘されることが多いのではないかと考えているところがございます。

この認識の差が物語りますように、個々の団体レベルでは、必ずしも課題認識とされていなくても、国全体としては問題と認識されている領域があるのではないかと、国全体としての一体性のある個人情報保護の視点というのも求められるようになってきているのではないかと考えているところがございます。

続きまして、現行の個人情報保護法上、国と地方との役割分担や連携の在り方が必ずし

も明確でないことを記載させていただいてございます。

こちらも今般のコロナ対策において、感染者情報の取扱い、また、公表等、配慮を要する個人情報の取扱いにつきまして、国・地方公共団体及び民間事業者が相互に協議を行うことを要する局面が存在いたしました。

こういった局面において、調整役が明確でなかったことについて、委員会といたしましては、この事案に限定した論点として捉えるべきではなく、反省点として、今後に生かすべきであると考えているところでございます。

5番でございます。

5番では、まず、個人情報保護条例の運用体制が、団体の規模によって大きく異なっている実態が存在すること、特に、小規模団体には、個人情報保護条例の運用に苦慮している団体が存在していることを記載してございます。

一部の都道府県などの大規模団体におきましては、個人情報保護条例について、自らコンメンタールを整備する団体なども混在し、また、専門性を有した職員を配置するなど、適切に運用する体制を有しているところも見られたところでございます。

一方で、町村などの小規模団体の多くにおいては、職員数が限られ、専門性を有する職員の配置が困難な状況、その中で、個人情報保護条例の担当職員はもとより、個人情報を取り扱う職員においても、個人情報保護条例の運用に苦慮している面が否定できないと考えているところでございます。

ただいま御説明した資料は、個人の権利利益の保護という、個人情報保護委員会としての立場から取りまとめたものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、懇談会として取りまとめたものではございません。

また、地方公共団体等においては、地方自治等異なる観点も当然あり得るものと考えておりまして、その観点から懇談会において御議論をいただいたところでございます。

その議論の内容としては、別添3の議事録を御参照ください。

構成員の方々からは、例えば、地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用のニーズについて実感していない、個人情報保護条例について、実務上、支障は感じていない等の御意見や、人員不足の課題がある、制度として分かりやすくしてほしい等の御意見があったところです。

また、懇談会としての検討範囲を超えているのではないかとといったお立場の御意見も相次いだところでございます。

なお、地方公共団体の構成員からは、地方公共団体側が認識している課題をくみ上げる議論の重要性が指摘されたところ、当委員会事務局からは、地方公共団体単位では見えない課題というものも、地域または全国レベルで認められるのであれば、地方公共団体として、これを受けとめて議論すべきではないか、そのような双方向の議論が必要でないかということも申し上げて、その点については異論がなかったところでございます。

また、今後、地方公共団体の個人情報保護制度については、このような意見交換の段階

から具体的な検討の段階への発展させていくことが必要との観点から、懇談会については、一旦休止することを事務局から提案いたしましたところ、構成員の方からは、懇談会としての取りまとめなどを行わないのであれば、休止ではなく終了すべきとの御意見があり、意見交換の結果、第4回をもって終了することとなったところでございます。

個人情報保護委員会といたしましては、今後の検討については、地方公共団体や、それ以外の様々な方々の御意見を踏まえた、より幅広い議論や検討が行われるべきであり、当委員会といたしましても、懇談会を通じて得られた情報や知見について共有するなど、積極的に貢献してまいりたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

○高橋座長 それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問のある委員の方は、先ほどと同様に、チャットでお名前とともにお知らせいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

では、山田代理、お願いいたします。

○山田代理 ありがとうございます。経団連の山田でございます。

基本的な確認なのですが、懇談会の御議論を御紹介いただいた趣旨は、我々の検討と同時に進行していたものの状況を単に御紹介いただいたということではよろしいのか、それとも、我々は今後こういうことも話し合っていくので知っておいてくださいということなのか、教えていただけますでしょうか。

○高橋座長 事務局、御説明ください。

○内閣官房IT総合戦略室 IT室でございます。

まず、第1回検討会において、各委員の皆様からいろいろと個人情報保護制度全体に関して、御意見をいただきまして、地方に係るお話も出てきたかと思えます。

その際に、個情委さんのほうで地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会を開き、実務的な論点についての意見交換をされているという話があり、こちらのほうに、その議論をフィードバックしていただくということになりました。それを踏まえて、今回、意見交換の状況について御報告をいただいたところでございます。

今後につきましては、また、座長とも御相談でございますけれども、一元化の議論をしていく中で、私ども、まず、国の部分につきまして、中間整理案のとりまとめがございませけれども、地方についても議論をすることも含めて、まずは、御相談しながら進めていくことかと思っております。

○高橋座長 今の御説明で、山田代理、いかがでしょうか。

○山田代理 承知いたしました。ありがとうございます。

○高橋座長 地方の方からも、これから、しっかりご意見を聞いていかないといけないということだと思います。何らかの形で国はまとめるのですけれども、当然、地方はどうなのだという話もあるので、その点については何かしかの形で、地方に言及しなければいけないと思います。やるか、やらないかは別にして、ともかく地方のことも考えていますと

いうことは言わなければいけません。この点については、地方から御意見を丁寧に聞くという場は要るのではないかと、私自身は思っています。その方向で、事務局とも調整したいと思います。よろしいでしょうか。

では、石井先生、よろしく申し上げます。

○石井委員 ありがとうございます。

簡単に確認させていただければと思います。御説明を伺っていますと、一体的な規律の必要性も感じたところではありますが、結局、今回の懇談会の構成員の方々の全体的な意見、雰囲気でも結構ですけども、一体的な規律を設けることについての必要性を感じているという意見が多数であったのか否か、その辺りの雰囲気を聞かせていただければと思います。ありがとうございます。

○池田個人情報保護委員会事務局室長 個人情報保護委員会でございます。

今回の意見交換におきましては、先ほど若干御紹介させていただきましたが、やはり個人情報保護条例の運用について、具体的な支障を感じていないという地方公共団体の方々が結構いらっしゃいました。

また、パーソナルデータの利活用についても、そういったニーズについて実感していないという御意見も多くありました。

一方で、反対に利活用が必要だといった団体もございましたけれども、多くの自治体は、今、申し上げたような感じであったということでございます。

○高橋座長 よろしいでしょうか、今の御説明で、石井先生。

○石井委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○高橋座長 では、森委員、よろしく申し上げます。

○森委員 ありがとうございます。

私が今日の御説明を伺った印象を申し上げますと、やはり個々の自治体で条例の取れんについての問題意識は、そんなにあるわけではないのだなと思いましたが、それはしょうがないことだと思いますし、それで懇談会は終了してしまったのだと思いますし、そうだとすると、やはり、中央の調整機能というものが期待されていて、特に官民統一の議論をする、この場面でも、これについて国としてどうするのかということをご提案していくべきではないかと、御説明を伺っていて感じました。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

それでは、大谷委員、よろしく申し上げます。

○大谷委員 大谷でございます。ありがとうございます。

今の調査結果について御報告をいただきまして、私もちょっと感想めいた形になりますが、今回の懇談会で個人情報保護委員会のほうで得られた所感というものを、やはり大切にしていくなきゃいけないと思っております。

今回、行個法、それから独個法の規律の統一ですとか、一元的な監督の必要性というの

は、端的に表れるのは、むしろ地方公共団体の個人情報保護条例の場面で出てくるものだと思います。

国の行政機関や独立行政法人に出てくる問題以上に、この地方レベルでは発生しやすいものだと思います。先ほど、例えば、温井様のプレゼンの中でも民間との共同研究ですとか、連携の中でのルールが不明確であり、責任の所在なども明らかでないところについてルールが必要だという御提言をいただいたところですが、今回、特にコロナ対応の問題などについて、民間企業を含めた産官連携の在り方などで課題が生じているのは、やはり地方のレベルだと思いますので、今回、私どもで検討している行個法、独個法を含めた規律の統一ということは、地方公共団体の課題の受け皿にもなり得るようなルールを作っていく必要があると思っています。完全に別の問題として切り離して議論することは望ましくないというのが、私の感想でございます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に生貝先生、お願いします。

○生貝委員 どうもありがとうございます。

私からも1件、少し簡単に意見なのでございますけれども、特に、個人情報保護委員会様の実務的論点の整理に向けての中の3のポツの3つ目に書いてございます、「民間部門と規律の差異を設ける必要性が低く、公益的にみてもデータの流通に対するニーズが高い分野（例：医療・学術）の取扱い」というところ、ここの部分というのは、ここまでのこの検討会との関わりの中でも非常に重要なのかなと感じておりました。まさに書かれているとおり、ニーズも実際問題としてあるはずであり、そして、地方自治との矛盾というのかなり少ない部分であろうと思います。

さらに、懇談会の中では、実際に条例の運用に対して、特に苦慮していることはないという意見もあったということでございますけれども、今日の最初のお三方のヒアリングの中でも、実際の医療従事者のお立場からすると、この統一というところに向けた御意見というのは、かなりあったのかなと認識しております。

やはり、丸ごと全体という形になりますと、それはそれで大きな仕事になりますし、時間のかかることにはなってくるのかと思うのですが、今回、特に、この分野を優先的に、例えば、まさに規律を横並びにする、実際に医療研究の分野ですと、倫理審査基準に基づいて、統一のルールという形でやるというのを基準レベルで設けていたりするわけですし、積極的に考える価値は非常にあるのかなと感じたところです。

それから、もっといろいろ言い出しますと、個人的な関心として、第1回でも申し上げました、自治体、特に初等中等を含めた、オンライン教育の拡大、コロナを含めて非常に拡大してきていて、特に、これからGIGAスクール構想などが始まる中で、オンライン結合の条例の規定などを含めて、本当にこのままでどのくらい進むかなど、いろいろ思っているところがあるのですが、そういったところまで議論するかは別にしても、特に、この

2分野というのは、重要性が高いのかなと感じたところです。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

ちょっと手短に、議論の状況をお伺いしたいのですけれども、私は、この地方公共団体の条例に関して、自治行政局における検討会の構成員だった関係もあってその経緯を見てきました。当初は、条例のサンプルを国が用意して、それに合わせてもらうことを模索しましたが、難しいところがあり、次に検討されたのが、非識別加工情報のところだけ法律で上書きをするという考え方でした。私自身としては、シンプルに1つにしたほうがいいと思うのですけれども、今回の懇談会のほうの御議論について確認させてください。特定の対象だけ、例えば、データ連携が必要な部分、医療データや、学術データなどの部分だけ法律で統一するという御議論もあったのでしょうか。

○高橋座長 それは、個情委ですね。

○池田個人情報保護委員会事務局室長 今回の懇談会は、まず、実務的な意見交換を中心としましたので、法的、制度的にどうかという議論が中心ではございませんというのが、まず前提でございます。

その上で、議論のスコープでございますが、どちらかというところ、特定の部分というよりも、少し幅広に、地方公共団体の個人情報保護制度全体について、中長期的な観点で見たときの在り方を検討するため、懇談会を立ち上げさせていただいたのが経緯でございます。その点については、資料4の開催目的にも書いてございます。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、宍戸委員、お願いいたします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。お話を伺いまして、コメントと意見を申し上げたいと思います。

第1に、実務的な検討をされた上で、この検討会として、制度的な検討を自治体の意見を聞きながら議論していくということに賛成でございます。

大上段に振りかぶりますが、憲法92条におきましては、地方公共団体の組織運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定めるものだとしております。必要があるときに、地方自治の本旨に配慮しながら、組織運営について国として法律で統一をすることは憲法上も許されているものだと、私自身は考えております。

その上で、実務上の問題として、例えば、個人情報保護審議会等での運用で、データの利活用あるいは保護が進んでいないのではないのかといった御議論でありますとか、また、そもそも地方行政のデジタル・トランスフォーメーションを今後進めていかなければいけない。しかし、そのためには、個人情報保護制度がしっかりしていないといけな。とり

わけ、地方政府の監視・監督がしっかりなされているということがなければ、結局、デジタル化も進まないわけでありまして、逆にいうと、行政のデジタル化がないと、別に個人情報保護制度をいじる必要はないという、鶏と卵の関係になっているのではないかということ、私は危惧しているところでございます。

また、いわゆるGtoG、国と地方公共団体あるいは都道府県と市町村の間でのデータの共有や利活用を考えますと、個々の自治体ごとに余り課題がないと認識されているということであっても、こういった議論を進めていくことは必要ではないかと、私は思っております。

もちろん、このような検討においては、地方自治の本旨を踏まえて、団体自治及び何よりも住民自治という観点から見たときに、その住民の憲法上の権利がきちんと確保されているのか、国全体として、それについて一定の制度的な措置はしておく必要があるのではないかと。こういった点について、今後、検討することが求められているのではないかと、私は考えております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

まだ、御意見があるかもしれませんが、時間の点がございます。この後の議論との関係もございまして、一旦この議題は終了させていただきたいと思っております。

本日、委員会の事務局から御説明いただきました実務的論点の整理につきましては、今、御紹介がありましたように、あくまでも委員会事務局の提案でありまして、御紹介いただきましたように、委員会として取りまとめたものではございません。先日の懇談会でも公共団体等から種々の御意見があったということでございます。

もともと地方公共団体の個人情報保護制度に関する実務的意見交換の場として開催されたものでございまして、7月3日に開催された意見交換の結果、第4回をもって懇談会は終了することとなり、今後は、制度的な在り方についての具体的な議論、検討が必要であると認識をしております。

本日の各委員からの御意見は、本検討会としては、今後取りまとめる中間整理案に地方公共団体の個人情報保護制度について、まずはあり得べき論点などについて記載するとともに、その後、地方公共団体側の意見を聞く機会を設けるなど、地方公共団体とよく御相談をしながら年末の最終報告案に向けて議論を継続していきたいと思っております。

それで、御異議ございませんでしょうか、一応、確認させていただきます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋座長 そのような形で取りまとめさせていただきます。ありがとうございました。

次は、前回・前々回検討会での委員意見を踏まえた整理の方向性(案)について、内閣官房から御説明を頂戴したいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局、内閣官房でございます。

前回・前々回の検討会でいただいた意見を踏まえまして、今回、2点整理の方向性が案としてまとめております。

これら2点以外の論点につきましては、次回以降、中間整理案素案の議論をしていく中で、また、議論をしていただきたいと考えているところでございます。

論点の1点目でございますが、今回「規律移行法人における利用目的の公表のあり方」でございます。

1. で、これまでいただいた委員の方々の御意見でございますけれども、おおむね2つの考え方があると考えております。

2. 整理の方向性で書いてございますが、今般、原則として民間の個人情報取扱事業者と同等の規律を適用する必要がある医療分野・学術分野の独立行政法人等、ここでは規律移行法人としておりますけれども、そういったものにつきましては、原則を徹底いたしますと、一元化後は、個人情報ファイル簿の作成・公表についても不要となるわけですが、その結果として、その法人の保有個人データ全体について、ある意味まとめて利用目的を公表することも許容されることとなると思っております。

他方で、個人情報保護法制の趣旨、具体的に申し上げますと、事業者が個人データを利用した結果、本人の予期しない形で本人が他者と異なる取扱いを受けることを防ぐといったような趣旨を踏まえまして、規律移行法人については、一元化後も、引き続き、個人情報ファイル単位で利用目的を公表することを求めると、そういった考え方もあろうかと思っている、そういった御意見もいただいているところでございます。

そうしたわけでして、以下の2案を選択肢として検討することとしてはどうかと考えております。

A案のほうは、これは民間並みにするというところでございまして、規律移行法人についても、一元化後は、他の個人情報取扱事業者と同様、自法人の保有個人データ全体について利用目的を公表することも許容する。

考え方といたしましては、基本的には民間並みということにするということであるならば、それを徹底してはどうかということでもあります。

B案でございますが、これは、一元化後も、個人情報ファイル単位での利用目的の公表を求めるということでございます。

これは、趣旨としては申し上げたとおりでして、事業者が個人データを利用した結果、本人の予期しない形で本人が他者と異なる取扱いを受けることを防ぐと、こういった趣旨からは、このようにしたほうがよいのではないかということなのです。

4. で「なお」と書いてございますが、仮にB案を採る場合の考え方としては、2つあると考えてございまして、個人情報ファイル簿自体の作成を義務付けるのではなくて、具体的な個人情報管理のあり方は、各法人の判断に委ねる。したがって、プライバシーマーク制度における個人情報台帳のようなものも可とすると書いてございますが、逆に、今の個人情報ファイル簿の作成をしてという考え方もあろうかと思っております。そういったことも含

めまして御意見をいただいております。

1点目の論点については、以上でございます。

2点目の論点でございますが、これは、前回に御議論をいただきました「学術研究分野における自律的規律のあり方」ということございまして、2.の整理の方向性でございますが、前回までの議論を踏まえつつ、2つの観点から整理しておく必要があると考えています。

1つは、学術研究機関に適用される法的ルール、これは例外規定も含みましてでございますけれども、こういったものの運用の予測可能性の向上ということでございます。

もう一つは、大学をはじめとする学術研究機関の自律的判断の尊重ということでございます。

こういった2つの観点から、学術研究コミュニティの自主規範に何らかの位置づけを与えられないかということをお意見としていただいております。

具体的にはでございますが、前回までの議論でございますように、自主規範に対して法律上の推定効を付与することとか、あるいは自主規範を委員会が直接認定するということと、なかなか難しい問題がありそうであるということでありましたので、そういった方向ではなく、法律自体あるいは委員会等がつくる指針等において、そういったところで自主規範の策定に向けた一般的な考慮要素等を示すと、そういった方向で、検討を進めていってはどうかということでございます。

その際に留意する点として、ここでは3点書いております。

1点目が学問の自由、それから大学の自治の尊重の観点でして、御案内のとおりですけれども、判例上、大学の自治というのは、大学の施設等についてのある程度の自主管理権を認めたものとされておまして、これについては大学が保有する情報の管理権も含まれる。そういった観点からいたしますと、原則として個人情報の安全管理措置等についても、大学の自律的な判断を尊重する必要があるのではないかと考えております。特に、立入検査等の権限の行使については、慎重な配慮が求められるのではないかと考えております。

それから、大学以外の学術研究機関につきましては、憲法上どうなのかということは、なかなか難しい議論があるかと思っておりますけれども、少なくとも個人情報保護法制上は、同様にその自律的な判断を原則として尊重する必要があるのではないかと。

一方で、規律の国際的整合性の確保ということございまして、前回、生貝委員のほうからも御発表がありました。GDPR上及びEU各国の国内法制上は、科学研究目的の適用除外であっても、データ主体の権利との実質的な利益衡量を前提としておまして、一律の適用除外というふうにはなっていないということに留意の必要があるということ。

これと重なりますが、やはりEU各国の国内法制上は、学術研究コミュニティの行動規範や倫理規定に一定の効力を持たせている、そういうものもございまして、その場合でも、無制限で何か法の適用除外としているとはなっていないということに留意が必要で

はないかということでございます。

3つ目の観点といたしましては、現行制度の内容、それから運用との連続性の確保ということございまして、GDPRやEUですと、学術表現例外と科学研究例外と、別の例外として規定している。我が国の法制では、そうではないということでございます。

どちらかというのは、いろいろな議論があると思えますけれども、今回は、一元化の機会に採るべき方策といたしましては、現実的な選択肢とは言い難いのではないかということでございます。

論点といたしましては、今回の前半の御発表にもありましたけれども、医学研究分野においては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等の倫理指針というものが非常に重視されておりまして、ある意味、倫理指針を遵守していれば個人情報保護法制上も基本的に問題ないのだという、現実には存在するということがございますので、そういった現行制度の運用との連続性にも一定の配慮が必要ではないかということでございます。

御説明としては、以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

全く2つ別の論点でございますので、順番にやっていきたいと思えます。

まず、論点1について、御意見、御質問等がございましたら、お出しただければありがたいと思えます。

では、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤のほうから議論をさせていただきます。

A案とB案があって、どちらがいいというわけではないのですけれども、ここで問題になっている個人情報ファイルに関しては、学術研究の独法では、大学病院は別ですけれども、医療を含めて学術研究データは、実は大学によっては個人情報ファイルの対象外としています。せいぜい入っていても研究倫理の審査申請書類ぐらいなので、学術データのために一部の独法の法規制を民間によせるという議論とは独立した話ということを強調しておきます。

むしろ、独立行政法人としてどういうふうに個人情報を管理するのかという観点で考えると、その点で、A案かB案かということだと思えるのですけれども、独法に所属する者としては、正直言うとA案にさせていただいたほうが楽ですが、一方で、独法が民間の組織と同じに扱えるかは要議論です。民間の組織というのは、例えば、取締役会、株主総会、外部取締役会など、外部的にいろいろ監視することができますが、独法に関して言うと監視するのは、現状で言うと、所管の省庁と総務省の行政管理局となります。それを含めて民間と独法を比較したときに、独法に対するガバナンス的にどちらがいいのかを含めて考えるべきことだと思っています。繰り返しますが、今回の議論背景、組織を民間に合わせる関係で、学術データに寄せて御議論をいただいているのですけれども、分けて御議論いただいたほうが、ここの位置づけから適切ではないかということです。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

実は、私、この論点を今まで見逃しておりました。事務局の案を見させていただいて、私は、この論点を見逃していたことに気づきました。私個人としては、行個法の本人開示の規定を残すのだと書いてあったので、個人情報ファイルというのは、独法の本人開示の制度と一体のものだという理解をしていた訳です。つまり、本人開示請求の前提たる独法固有の制度であると思っていたことから、当然のことながら、個人情報ファイル簿の制度は残るのではないかと考えていて議論をしていたのですが、A案、B案が出てきた。そういう意味では、現行が残るという案が抜けておりました、私、座長として議論の仕方が不手際で、皆さんにおわびしなければいけません。けれども、そういう経緯から、私個人としては、残すという案もなかったのではないかと考えた訳で、その理解の前提として、ファイル簿の趣旨については、実は、私、授業でも本人開示の前提だとずっと学生に話してきた経緯があります。そこで、これまでのこの法律の担当部局に確認したいのですが、ここはどのようなのですか。個人情報ファイル簿の趣旨はどのようなものですか。

○総務省 総務省行政管理局でございますが、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

現在、作成、公表されております個人情報ファイル簿でございますが、もちろん、開示請求との関係もございますが、まず、1点目としましては、個人情報ファイルごとの利用目的だけではなくて、どのような個人の、どのような個人情報が、どのような方法によって収集されているのかといった内容も含まれているというものでございます。

また、個人情報ファイル簿を作成、公表する趣旨は、個人情報ファイルごとに利用目的を特定し、適正な管理に資するという点だけではありませんで、個人情報ファイルの存在、概要を明らかにすることにより、公的部門における個人情報の取扱いに係る透明性を図るとともに、御本人が、自己に関する個人情報の利用実態をよりの確に把握できるようにするためのものと認識をしているところでございます。

また、宇賀克也先生、今は最高裁の判事に御就任されてございますが、そのコメントを拝見いたしましても、先ほど高橋座長からありましたとおり、利用目的による制限を徹底し、本人が自己に関する情報の利用の実態を的確に認識し、開示請求等の本人関与を行うための有効な仕組みであると、このように記述をされておりました、本制度を積極的に御評価いただいているものと承知をしているところでございます。

そのため、私ども行政管理局といたしましては、個人情報ファイル簿の公表につきましては、従前より後退したという懸念を招かないよう、各法人の判断に委ねるのではありませんで、現行の公表制度を維持することを含めまして、一般の国民の皆様から見て、公的部門として、一定の公表水準が確保できるような仕組みが法制上も必要ではないかと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○高橋座長 利用目的を個々に定めるという点については、今回、仕組みが変われば変わるのではないかと思います。けれども、もともとの規定の趣旨というのは、そういうもの

だということを前提に、事務局でもう一回整理していただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

石井先生、いかがでしょうか。

○石井委員 ありがとうございます。

座長のおっしゃった問題意識、現行法を残す案は考えられないのかということは、私も同じように考えております。行政管理局から御説明がありましたように、個人情報ファイル簿を作成し、公表する義務というのは、透明性の確保と本人の権利行使のための情報を得る手がかりになるという面があるということで、独立行政法人等については、年間3,000から4,000件程度の開示請求があるかと思いますが、そういう意味で必要な制度になっているかと思われま

す。案Bを拝見しますと、現行のプラクティスを維持するとありますが、法律上、個人情報ファイル簿の形での作成、公表を義務づけるものではないと理解しますと、A案のみならずB案でも現行法より後退する可能性があるという点は懸念されるかと思われま

す。また、案Bに関しまして、プライバシーマーク制度における個人情報台帳の言及がありますが、これまでのPマークについては、主に民間事業者を対象にしてきたものでして、案Bを取る場合でも、個人情報台帳の管理を可能とするといきなり書いてしまわれると、少し唐突な感じも受けるところであります。

こちらに関しては、案Bを取る場合であったとしてももう少し精査をした上で、現行法の趣旨を損なわない形での代替案を検討することが望ましいかと思われま

す。

○高橋座長 ほかは、いかがでしょうか。

もし、ほかに御意見があれば、出していただければと思います。

よろしいでしょうか。

時間の関係もありますので、論点1については、このぐらいにさせていただきたいと思

います。事務局は、それを踏まえて、もう一回案を検討してください。

それから、論点2をお願いいたします。いかがでしょうか。

論点2につきまして、御意見を頂戴したいと思います。

では、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤でございます。

以前、学術コミュニティに属する立場なのに、学術コミュニティの自主的な取組をあてにされないほうが良いということを書いてしまったわけなのですが、今日、お三方のお話をいただいて、特に黒田先生には、ほぼ同じことを書いていただいたところです。実際、私自身も、黒田先生が言及されたAMEDの医療画像研究に名前を連ねておりますが、いろいろトラブルをみておりまして、学術コミュニティにも、自主規範に関してレベルの高いところと低いところがあります。それを含めて議論したほうが良いのかなと思います。

あと、今日いただいた資料に関してコメントを申し上げますと、5ページのところの①の2つ目の○のところ、大学以外の学術研究機関も同列に扱っていただかないと困るといのは、その組織にいと、正直なところでございます。

最後に、6ページのところで、③の2つ目の○のところに、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、これは例に挙げていただくこと自体は否定しないのですけれども、これは、厚労省と文科省が指導しているものですので、ここでいう学術コミュニティの自主判断の例にならない側面があるかと思ひます。その点も再度検討いただいたほうがいいと思ひます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

山田代理、お願いいたします。

○山田佑代理 ありがとうございます。経団連の山田でございます。

ここで言う学術研究機関の範囲に関して、民間の研究機関の扱いはどういったものになるのかというのが若干気になります。

第2回会合におきまして、大谷委員から関連する質問がございました。それに対して事務局から、学術研究機関の範囲については現行法から変更はありませんという回答があったと、ホームページの「意見の要旨」に載っているところでございます。現行法の考え方というのが、どういうものなのかということをお教えいただきたいと思ひます。

個人情報保護法の通則編ガイドラインによりますと、個人情報保護法第4章のこの規定の適用の有無を判断する際に、その研究機関の研究目的ですとか、副次的な活動を踏まえて判断するとなっているわけですが、これのことをおっしゃっているのか確認をお願いします。

○高橋座長 事務局、お願いします。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

現行法の解釈ですが、現在の学術研究機関というものは、民間企業がカテゴリー的に排除されるものではありませんが、主として学術研究を目的とした機関であることが必要であると考へています。

○高橋座長 今の御回答でよろしいでしょうか、山田委員。

○山田佑代理 排除していないということで承知いたしました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、石井委員、お願いします。

○石井委員 何度もすみません。

論点の2の方について、異論が出るかとは思いつつ、1つの可能性として申し上げたいと思ひます。

自主規定の策定については、今回の考へ要素案に賛成したいと思ひます。

また、例えば、温井先生の資料の最後の方のページでも御提案がなされていますように、

ひな形を示してあげるなど、委員会からの具体的な学術研究目的に関する考え方を示していただくということは必要かと思えます。

他方、指針に沿った運用がなされれば、個人情報保護法上も基本的に問題ないという意識があるというような、温井先生の御説明があったかと思えますけれども、そういった認識が誤った方向に行かないような歯止めの仕組みを考えておく必要があると思っております。例えば、著しく逸脱した解釈に基づく指針が出てきたり、自ら宣言した指針に著しく反するような行動があった場合に、緩やかであっても委員会が何かしら関与できる仕組みも考えておく必要はないのでしょうか、ということをおっしゃっている次第です。

これを論点にすべきか否かについて、私のほうからは何とも申し上げられませんが、まずは、歯止めの仕組みが必要ではないかという意見を申し上げたいと思えます。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では、生貝委員、お願いいたします。

○生貝委員 ありがとうございます。

私のほうは、事務局からお出しいただいた紙の中の、恐らく5ページ目の①の学問の自由及び大学の自治というところに関わるのですが、これはコメントというよりは感想なのですけれども、前回、個人情報保護委員会の佐脇様から御紹介がありました点というのは、恐らく個人情報保護法43条のところをおっしゃっていたのだらうということ、非常に重要な論点だと思いながらお聞きしていたところでございました。

ここまで比較的76条と各個別の条文のところ、どういった除外を行うかということを中心に議論をしてきたわけですが、やはり、今度、部分的とはいえ、76条の丸ごと除外ではなく、様々な規定というのが、学術研究機関にも広く関わってくるという中で、43条の規定というのが、恐らくこれまで以上に極めて重要な意味合いを持つようになるのだらうと考えているところです。

43条の条文を直接いじる必要があるかということもあれでございましてけれども、まさに今、御議論なされているところの、いわゆる自主指針とか、倫理規定と、この43条がどのように関わってくるべきであるのかといったようなところも、1つ論点としては考えておいてよいのかと感じているところです。

もう一つは、若干の情報提供というだけなのでございましてけれども、私は、文化審議会の著作権分科会の専門委員も、ここ数年やっています、ちょうど去年ぐらいから、著作権の分野でも、研究に関する権利制限の規定の在り方というものがあるべきかということの、向こうは中長期的な観点で考えられているようですけれども、検討というのが始まっているところです。

タイムラインは前後しますし、最終的にどうなるかは分からないのですけれども、例えば、そういうものができたときに、個人情報法の学術研究の定義と、その他の法の学術研究の定義というのが違ってしまったりすると、恐らくそれは研究の現場としては、いろい

ろと混乱を招く場合もあるのだらうといったときに、著作権は一例でございますけれども、様々なそういった関連法との兼ね合いというところも常に意識しながら考えていく必要があるのだなということを、最近特に感じているところでございます。

差し当たり以上でございます。

○高橋座長 どうも貴重な御指摘、ありがとうございます。

ほかは、では、宍戸先生、時間の関係で、宍戸先生で最後ということでお願いします。

○宍戸委員 ありがとうございます。東京大学の宍戸です。

私も今御議論を伺っていて、あるいは今日の御報告も伺って、完全に学術コミュニティに委ね切るということは問題がある一方で、他方で、個人情報保護法という、それ自体研究を対象としない間接的な法規制が事実上、研究であったり、研究発表であったり、あるいは教授の自由を害するという事にならないような仕組みが、やはり必要だろうと思っております。

その点では、一方で、個人情報保護のシステムと、それから学術研究のシステムの両方がうまく協働して調整するメカニズムをどうやって作っていくかということが、一番重要だと思います。もう一点申しますと、これは佐藤先生がおっしゃったことにも関わりますけれども、大学と研究機関あるいは事実上の研究発表の場としている学会等におけるデータのガバナンスをどうやって高めていくか、できるだけ前向きな方向で議論が進むための制度整備が必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 どうも貴重な御意見をありがとうございます。

どうも私の不手際で、終了予定時刻が参ってしまいました。本日も活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

事務局におかれましては、皆様方の御意見を参考にしていただき、今後の中間整理に向けた検討に生かしていただければと思います。

それでは、次回以降の予定につきまして、事務局からお願いしたいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

本日も委員の皆様には、貴重な御意見をいただきまして、また、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

前回の検討会で御説明したとおりですけれども、次回第5回で中間整理素案を御議論いただいた上で、第6回に中間整理案を取りまとめていただくことを予定しております。詳細は別途、開催の方法、形式を含めまして、事務局から御連絡を差し上げたいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第4回を終了させていただきます。

なお、会議の冒頭にもお伝えしましたように、本日の配付資料につきましては、後ほどホームページに公開いたします。

議事録につきましても、前回同様に事務局より各委員に御発言の部分を御確認いただいた後に、速やかにホームページに掲載したいと思っておりますので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。